

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

○令和5年度第3回久喜市学校給食審議会

1 開会

司会 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回久喜市学校給食審
(小林課長) 議会を開催いたします。

なお、本日は委員総数14人に対しまして、出席者数は11人でございます。久喜市学校給食審議会条例第5条第3項に規定する会議の開催要件を満たしていることを報告させていただきます。

また、本日の傍聴者は1人でございますので、あわせて報告させていただきます。

なお、本日は、女子栄養大学から幸手保健所に実習生として来ている学生2名が審議会を見学させていただきます。

本日の会議につきましては、会議録を作成するシステムを使わせていただきますので、発言の際は挙手をいただきまして、係の者がマイクをお持ちしますので、よろしくお願いいたします。

次に、青山会長からごあいさつをいただきたいと存じます。青山会長よろしくお願いたします。

2 あいさつ

青山会長 皆さん、こんにちは。

本日も大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先頃、朝夕の寒暖差はあるものの、過ごしやすい秋らしい天候が続いてい

るかと思ひます。10月14日に食育推進大会が久喜市で開催されました。

久喜小学校も発表校となり、給食委員会の子供たちが給食を美味しく食べる工夫を伝えたり、3年生児童は、給食センター見学の様子をインタビューで答えたり、特別支援学級は、校内で育てた野菜等を調理・販売したり、校内にある梅の木を使い、梅ジュースを作って地域の方に飲んでいただいたり、笑顔で元気になる発表をいたしました。

また、中学校では、久喜東中学校が発表し、郷土料理をたくさん紹介してくださいました。その中で、給食のメニューで郷土食として提供されているものが、大変多いと感じました。

本当に、給食センターでは、子供たちに美味しく楽しい食を提供していただいていることを改めて食育推進大会で実感できたところです。

本日も、ご審議どうぞよろしくお願ひいたします。

3 議事

司会

ありがとうございました。続きまして議事でございます。

(小林課長)

会議の進行につきましては、久喜市学校給食審議会条例第5条第1項の規定において、会長が議長となる旨の規定がございますので、青山会長に議長をお願いしたいと存じます。

青山会長よろしくお願ひいたします。

議長

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

(青山会長)

円滑に議事が進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いします。

初めに、本日の会議録の署名人でございますが、名簿順で堀井委員を指名したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは本日の議題である「学校給食費の改定について」進めさせていただきます。

前回、第2回の会議では、学校給食費の改定の進め方や改定額の案につい

て、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。

本日は、審議会として具体的に意見をまとめ、その後、次回の会議で答申書を提出するにあたり、答申書に盛り込む内容を検討していただきたいと考えております。

事務局において、前回いただいたご意見などを参考に、学校給食費改定の方針（案）に関する資料を作成いたしましたので、事務局から資料1及び資料2の説明をお願いします。

事務局

学校給食課の井出と申します。よろしくお願いします。

(井出補佐)

初めに資料1をご覧ください。こちらは前回の会議における配布資料2で学校給食費の改定額案をお示しましたが、再度の確認も含め作成したものでございます。前回の会議における資料2と併せてご確認よろしく申し上げます。

以前にも申し上げましたとおり、学校給食における食材費につきましては、原則として、保護者に負担していただきまして、その額を学校給食費としております。

しかし、昨今の物価高騰により食材費の価格が上昇し、保護者からいただいている学校給食費だけでは、一定の質、量を保持した学校給食の調理、提供が困難であることから、令和5年度現在の学校給食の食材費は、保護者負担額に加えまして、公費負担額を加えた額で賄っております。資料1のイメージ図の一番上がこちらに該当いたします。

案1は、このたびの学校給食費の改定にあたり、現在の公費負担額と同等の額を加えた額を学校給食費、すなわち保護者負担額とするものです。

図の左側に占める部分が現在、学校給食費として保護者負担額になる部分です。右側の部分が、こちらが改定（案）に伴う増額分を示しております。

この場合、学校給食の食材費は今と変わりませんが、日額の保護者負担額は、小学校では現行の243円に25円を増額し268円に、中学校では、

現行の295円に30円を増額し325円となるものです。

案2は、令和5年度現在の学校給食の食材費から約2パーセントを加算したものでございまして、日額の保護者負担額は、現行と比較して、小学校で30円増額し273円に、中学校では37円増額し332円となるものです。

案3は、令和5年度現在の学校給食の食材費から約4パーセントを加算したものでございまして、日額の保護者負担額は、現行と比較して、小学校で36円増額し279円に、中学校では43円増額し338円となるものです。

案4は、令和5年度現在の学校給食の食材費から約6パーセントを加算したものでございまして、日額の保護者負担額は、現行と比較して、小学校で41円増額し284円に、中学校では50円増額し345円となるものです。

続きまして、資料2の「学校給食費の改定（案）について」をご覧ください。

1として、前回、第2回会議における主なご意見の概要を掲載いたしました。改定額の設定方法としては、「学校給食の質を保つためには、物価動向に応じて、毎年度学校給食費の額を改定した方が良いと考えるご意見」、「物価動向に関する見通しを立てることは難しい」「物価が下がったときの対応をどうするか」などのご意見、「3年間の額は、現時点で決定した方が良いと考えるご意見」などがございました。

また、学校給食費の改定額に関するご意見としては、「現行の公費負担額を含む食材費で学校給食が賄えていることを考慮すると、保護者負担額が少ない案1が適当と考えるご意見」、「おいしい学校給食を提供するためには、案3や案4もやむを得ないと考えるご意見」、「献立作成上は案4が理想だが、保護者への負担を考える必要があるというご意見」、「令和6年度

が案4かつ、毎年度改定すると仮定したとき、令和8年度は、今よりも20パーセント上がることになるのではないかというご意見」などがございました。

次に、2として検討するうえでの再度確認事項をいくつか列記させていただきました。

はじめに、今回、審議会では、栄養バランスのとれた安全で安心な学校給食を引き続き提供していくため、学校給食費の適正額について検討していただくものでございます。

2点目としまして、令和5年度は、現行の学校給食費として保護者に負担していただいた額に、公費負担額を加えることで、一定の質・量を保持した学校給食が提供できておりますが、裏を返せば、現在の保護者負担額だけでは、同様の学校給食の提供はできない状況でございます。

3点目として、学校給食の質を向上させるには、学校給食費を上げる必要がありますが、その分保護者の負担額も増大することとなります。

4点目として、改定された学校給食費の額にかかわらず、急激な物価変動が生じた際は、適宜検討する必要があると考えております。

改めて、以上の点を念頭にご審議いただきたいと考えております。

次に、裏面をご覧ください。

3の現行の学校給食費、保護者負担額との改定額（案）の比較につきまして、改めて、現行の保護者負担額と改定額の案1から案4における比較を掲載させていただきました。個々の説明は割愛させていただきますが、案1の場合におきましても、保護者負担額は現行よりも約10パーセント増加するものでございます。

次に4でございます。前回の会議でいただいたご意見などを参考に、いくつかの視点を踏まえた上で、学校給食費改定に関する方針（案）を示させていただきます。

1点目として、令和5年度から令和6年度にかけても物価上昇が見込まれていること、実際に消費者物価指数の動向を見ますと今年の4月以降も指数の上昇が見受けられます。

2点目として、令和8年度までの物価動向を見通すことは難しいことです。現時点では、引き続き物価が上昇することは予想されておりますが、前回の会議でもご意見がございましたように、どの程度物価が上がるのかということを踏まえて審議することは難しいものと考えております。

3点目として、学校給食費の改定にあたりましては、保護者への負担を配慮する必要があるということです。

4点目として、令和5年度は、案1の額、現行の保護者負担額に公費負担額を加えた額で、一定の質・量を保持した学校給食が提供できているということです。

そのような状況を踏まえて、方針（案）としては、学校給食費、すなわち保護者負担額は案2といたしました。案2は、現在の食材費の価格から2パーセントを加算したものでございます。

前回、消費者物価指数に関する資料をお示ししたとおり令和5年度におきましても、物価の上昇は続いていることから、令和6年度以降の学校給食の質・量を維持するためには、現在の食材費よりも上乘せすることが必要であると考えております。

実際に、さいたま市の食料に関する消費者物価指数では、令和5年4月から8月の5か月の間で、1.7ポイント上昇していることを踏まえ、案2といたしました。もちろん、今後も物価上昇が見込まれることから案3や案4にする考えもあると思いますが、保護者への負担増となることを考慮しまして、案2としたものでございます。

また、前回では、パターンA、B、Cと示しましたが、現時点で今後の物価動向を考慮して、段階的に学校給食費の価格を決定することは難しいこと

と考えておりますので、令和7年度以降の学校給食費につきましては、食材価格や物価動向を注視し、必要に応じて学校給食費の改定について検討するという方針（案）とさせていただきます。

配付資料に関する事務局の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

（青山会長）

事務局から説明がありましたように、令和5年度から令和6年度にかけても食材費の価格上昇が見込まれることや、保護者への負担を考慮したうえで、現在の学校給食の食材費に約2パーセントを加えた額、保護者負担額としては、現在よりも約12パーセント増となる案2が良いのではないかと提案がありました。

また、令和7年度以降の学校給食費については、物価動向を見通すことは難しいことから、必要に応じて検討するとの方針（案）が出されました。

この案に対するご意見を含め、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に給食費に関わることなので、保護者のお立場でご意見等を伺えるとよろしいかなというふうにと思いますが、いかがですか。戸ヶ崎委員お願いいたします。

戸ヶ崎委員

今回は学校給食費の改定についての検討だと思いますので、前回の審議会でも出た地産地消とか、おいしい給食を抜きにして考えると、この提案どおりの2パーセントを加算した額でよいと思います。もちろん保護者負担を増やせば、その部分の予算で献立を考えて、今よりもちょっとおいしい給食が提供できたり、地域の野菜をもっと取り入れたりすることができると思いますが、その審議ではないので、学校給食費に焦点を置いてとらえると、保護者の負担というより、現行の給食費に公費負担額を加えたことで一定の質・量を保持した給食が提供できているということなので、こちらに私は賛成し

ております。

また、この2パーセントを加算した額が、令和7年度以降に賄えなくなった場合においては、必要に応じて給食費の改定を検討することなので、例えば、一定の質・量が保持できないとか、お肉を大豆ミートにするなど、著しい食品の変更が生じる場合においては、検討が必要だと思います。

食事は、質・量だけでなく、子供たちが食べ慣れていたものを提供してあげたいと考えています。食べ慣れてないものを提供することで、フードロスが増え、食事が楽しめないなどもあると思うので、今の献立を提供することが難しくなった場合には、給食費の改定を検討していただければと思います。

議長 ありがとうございました。

(青山委員) ただいま戸ヶ崎委員よりご意見がございましたが、他にご意見はございますか。伊勢委員お願いいたします。

伊勢委員 給食の喫食時間が15分位しかなく、味わうほどの時間がないので、毎日、すごくおいしいものを出す必要がないと思います。なので、事務局(案)でいいのではないかと思います。

議長 ありがとうございました。

(青山会長) ただいま戸ヶ崎委員、伊勢委員より給食費の改定につきまして、案2がよろしいのではないかとのご意見をいただきましたが、他の委員の皆様、いかがですか。松本委員お願いします。

松本(浩) 松本です。よろしく申し上げます。

委員 私も事務局が用意してくれた案2で賛成ですが、給食費負担は保護者としても大きいです。

国でも物価高騰の対策としてガソリンやガス料金の補助金を出している状態なので、市でも、保護者への経済的負担の軽減に配慮していただきたいので、ご検討していただければと思います。

議長 (青山会長)	ありがとうございます。他にご意見ございますか。清野委員お願いいたします。
清野委員	清野です。よろしくお願いします。 この給食費で栄養バランスが確実に取れるのか、子供の成長に問題ないのか、満足できる給食ができるのかななどを教えていただければと思います。
議長 (青山会長)	事務局、説明をお願いいたします。
事務局 (小林課長)	ご質問のありました必要なエネルギー等につきましては、現在も決められた、例えば中学生なら830キロカロリーですが、それを満たした給食を提供させていただいております。 最近でも、新聞で米の価格が上がるという話もありました。また、小麦の価格は下がるという話もございました。今後、小麦の価格が下がったとしても、パン、麺については、加工するための電気料、光熱水費、運送料及び包装費がかかりますので、今の公費負担額に加えて、2パーセントを加えた額であれば、令和6年度も現状と同様に、栄養価を満たした給食の方が提供できるものと考えています。
清野委員	米飯工場の加工賃も含めて大丈夫ですか。
事務局 (小林課長)	それも含めた形で大丈夫かと考えています。
清野委員	大丈夫ならそれでいいと思います。ありがとうございます。
議長 (青山会長)	ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。では、鈴木委員お願いいたします。
鈴木副会長	事務局から出された案に賛成です。 マクドナルドでも、一番安かった時のハンバーガーは100円でしたが、150円、180円と上がってきて、ハンバーガー1個でも高いのに、学校給食はすごくバランスが良く、この値段で食べられるというのは非常にあり

がたいと思います。

息子がインフルエンザで1週間学校を休んだ時、その間、栄養バランスが取れませんでした。徐々に学校で、給食を食べたとき、非常においしいと言っていました。

なので、給食費が徐々に上がってもいいと思います。

議長

ありがとうございました。

(青山会長)

皆様のご意見より額につきましては、現在よりも、保護者負担額として12パーセント増となる案2が良いのではないかと、まとまるかと思えます。

また、令和7年度以降の学校給食費につきましては、先ほどご意見として事務局から提案いただいたように、必要に応じて検討するというのでよいのではというご意見もいただきましたが、このことにつきましても、必要に応じて検討ということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長

ありがとうございます。学校給食費の額については、案2とします。

(青山会長)

ただし、今後の食材費の物価動向を見通すことは難しいから、学校給食費の検討は、適宜行うものとするので、審議会の意見としてまとめていきたいと思えます。

続きまして、審議会の意見を答申書としてまとめることとなります。事務局からまず説明をお願いいたします。

事務局

それでは、答申書の作成に関して説明申し上げます。

(井出補佐)

資料3としまして、前回、学校給食費を改定した際の学校給食審議会から提出された答申書の写しをお配りしていますので、参考にご覧ください。

答申書の構成としましては、学校給食費の改定について諮問をしておりますので、改定額に関する内容を盛り込んでいただきます。

また、前回の答申書にもございますように、附帯意見として、諮問事項に

関することを審議会の意見として答申書に盛り込むこともできます。

学校給食費の改定額につきましては、先ほどご審議いただきましたので、本日は、附帯意見として盛り込む内容を中心にご意見をいただきたいと存じます。

附帯意見としましては、先ほど、松本委員から改定額に伴い、保護者の負担軽減について考えて欲しいというご意見がございましたが、そのようなことも含め、附帯意見としては盛り込むことが可能です。

次に、答申に関する今後の予定でございますが、本日いただいたご意見を参考に、事務局で答申書（案）を作成しまして、次回の会議開催の1週間ほど前までに資料として送る予定です。

次回の会議では、会議の冒頭に答申書（案）についてご審議、必要に応じて修正をいただいたうえで、教育長へ答申書を提出いただく予定でございます。

答申書を提出いただいた後の事務手続きにつきましては、答申書の内容を参考に、教育委員会において学校給食費の改定について審議し、決定後、学校や保護者の皆様へ周知していく予定でございます。

ここで資料4をご覧ください。学校給食費の額につきましては、この久喜市立学校給食センター条例施行規則の第5条で定めております。この学校給食費の改定にあたりましては、この規則の一部改正を行うものとなります。

答申書作成に関する、事務局から説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします

議長

ありがとうございました。

(青山会長)

事務局から答申書に関する説明がありました。先ほど、まとめていただいたご意見の他に、答申書に盛り込む内容についてご意見をいただきたいと思っております。

1つは、先ほどの審議の中で、松本委員よりお話いただいた、給食費の市

の負担継続ですが、この他にも何かご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

委員の皆様いかがでしょうか。では、資料3をもう一度ご覧になっていただき、前回の改定の際に出された答申の附帯意見等も参考にさせていただきたいのですがいかがでしょうか。

では、指名させていただきます。田上委員いかがですか。

田上委員

田上です。前回の附帯意見の文言が、まさにそのとおりでと思います。

先ほど、松本委員が言っていた保護者の負担軽減も、もちろん大事ですが、そうすると何かいろいろ関わってくるのかなというふうにも思っておりました。

基本的に、附帯意見は前回のままでも、大丈夫だと思っています。

議長

ありがとうございます。吉田委員いかがでしょうか。

(青山会長)

吉田委員

附帯意見を拝見したところ、まずは第1に子供があるというところで、子供にとっていい給食を提供できる状態を続けていただきたいというところを考えると、前回の附帯意見と同じでいいのではないかと思います。

議長

岡安委員いかがですか。

(青山会長)

岡安委員

私も同意見です。もう終わってしまったことですが、案2では、332円となります。一般的にスーパーで弁当を買いますと、500円～600円位で、そこそこのものが買えます。給食と民間のスーパーで売っているものは、中身が違いますし、スーパーでは、いろんな計算もしていないのだろうし、うまければいいという商品だと思います。ただ、332円という金額は、保護者代表の委員3名が納得できる金額なので、大賛成です。

ただ、民間では、人件費、光熱水費などを金額に足されるわけですので、給食では、332円を食材費にすべてかけられる、ましてや市の補助金もあ

ということなので、金額的にはこれぐらいが限度かなと思います。

議長

ありがとうございます。堀井委員、何かございますでしょうか。

(青山会長)

堀井委員

附帯意見については、1点目の充実とか安全・安心、2点目の見直し等が必要なときには適宜行う。それから保護者の理解を得るなど、以前の附帯意見にも書かれていますので、今回の附帯意見もこれと同じような形で、よいのではと思います。

ただ、いろんな意見が出ていますが、学校給食は、ただおいしければいいとか、それから安ければいいというだけではなく、食育という、大きなねらいがあると思います。安くすれば、食材をいろいろ変えることはできると思いますが、やはり給食で地産地消を推進して欲しいと思いますし、食材についても、安全・安心な食材を取り入れて欲しいです。

大豆ミートの話がありましたけども、ただ安くして大豆ミートにするのではなく、食育の一環として、そういう代替食を入れるということも必要だと思います。

また、オリンピックの時など、他国の料理を学校給食に提供しているので、食育も考えて給食を提供するべきだと思います。

ですから、この案2で、教育委員会としてやっていけるというのであれば、この金額で私は賛成でございます。

議長

ありがとうございました。

(青山会長)

ただいま、堀井委員より地産地消とか食育のお話もございました。例えば、この附帯意見に具体的な文言を入れることも可能でしょうか。

事務局

審議会のご意見ですので、附帯意見に盛り込むことは、可能です。

(井出補佐)

議長

ありがとうございます。

(青山会長)

もう1点確認させていただきたいのですが、松本委員がおっしゃった市で

の負担要望を附帯意見に入れることは可能ですか。

事務局
(井出補佐) あくまでも、学校給食費の適正額として答申をいただきまして、その中で、保護者負担の軽減という考えを附帯意見として盛り込むことについては、可能と考えております。

議長
ありがとうございます。

(青山会長) 保護者代表の委員の皆様もいらっしゃるので、附帯意見について、もう一度確認させていただきたいと思いますが、松本委員、戸ヶ崎委員、鈴木委員いかがでしょうか。

戸ヶ崎委員
もちろん、公費負担があつて助かった部分ではありますが、この公費負担の部分が、市の予算になることで、他に回せる予算が縮小されると思います。

学校における予算とか、高齢者医療に関わる部分もありますので、今まで以上に公費負担が大きくなるのは、あんまり賛成できません。

ありがとうございます。

議長
鈴木委員、松本委員いかがですか。

(青山会長)

松本(浩)委員
自分の中でも、この公費負担は、令和6年度から公費負担を盛り込んでほしいというわけではなく、今後の経済状況に踏まえて、令和6年のように、物価高で足りない分が出たら、公費負担で補ってほしいというところを、お伝えするものです。

議長
ありがとうございます。鈴木委員、何かご意見ございますか。

(青山会長)

鈴木副会長
附帯意見については、このままでいいと思います。

議長
ありがとうございます。

(青山会長) では、皆様からご意見いただきましたように、附帯意見につきましては、こちらの資料3に提出していただいた、事務局より説明していただいた意見でまとめていきたいというふうに考えます。

<異議なし>

議長 (青山会長) ありがとうございます。答申書の作成につきましては、事務局からの説明のとおり進めていきたいと思っております。委員の皆様は、資料が届きましたら、ご確認をお願いいたします。

事務局から、説明等ございますか。

事務局 (井出補佐) 再度の確認ですが、答申書(案)の作成にあたり、額につきましては案2、令和7年度以降の考え方につきましては、物価の状況を注視させていただきながら、適宜検討していただくという形で進めたいと思います。

附帯意見につきましては、前回の答申書の附帯意見を参考に作成していただいた上で、公費の負担につきましては、学校給食費の改定に伴って負担するということに限らず、今後の物価動向の状況を見ながら、保護者への配慮をして欲しいという内容で、まとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 (青山会長) ありがとうございます。
答申書の作成につきましては、事務局からの説明のとおり進めたいと思いますので、委員の皆様は、資料が届きましたらご確認をお願いします。

それでは、本日の議事はこれで終了となりますので、以上をもちまして、議長の任を解かせていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。

5 閉会

司会 青山会長ありがとうございました。

(小林課長) また、委員の皆様には、長時間にわたり慎重なご審議誠にありがとうございました。

それでは、次第の5、その他ということで、事務局から次回の会議日程について、連絡を申し上げます。

次回の会議につきましては、11月16日（木）午前10時、場所につきましては、本日と同様に給食センターの研修室で開催を予定しております。

なお、当日は答申書案について審議していただいた後に、答申書を教育長へ提出していただく予定でございます。

委員の皆様には改めてご案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年11月16日

久喜市学校給食審議会

会長 青山 里美

委員 堀井 昭雅

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。